

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 業 務 名 分煙システム保守点検業務
- (2) 業務概要 本業務は当局所有の分煙システム（トルネックスクリーンキューブハイタイプ JFSJPH 1台、トルネックスウイング 30 WELJP 1台）にかかる保守点検業務である。
この公募は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で行うものである。
- (3) 業務期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 平成 28・29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格（物品製造等）（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」に登録のある者であって、「C」又は「D」等級に格付けされ、近畿地域の資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は申請等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 仕様書に掲げる条件を満たすものであること。
- (9) 提出書類を下記 3 の期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

3. 公募申請書の受付期間及び場所

参加を希望する者は、担当者印を次に掲げる申込先に持参し、当局保管の「誓約書（その 1）」を提出の上、関係書類を受け取り、内容を確認の上、仕様を満たす場合には、提出期限までに公募申請書等必要書類を持参又は郵送（簡易書留・期限内必着）すること。

- (1) 申 込 先： 〒540-8550 大阪府中央区大手前 4 丁目 1 番 76 号 大阪合同庁舎第 4 号館 8 階
近畿財務局総務部会計課用度係
電話 06 (6949) 6353（直通）
- (2) 提出期限： 平成 30 年 2 月 13 日（火）9：30 から平成 30 年 2 月 28 日（水）16：30 ※土日を除く
（窓口受付時間：9：30～12：00 及び 13：00～16：30）
- (3) 提出書類： ①公募申請書、②応募者の概要が分かるもの（企業概要等）
③資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
④委任状（必要な場合）、⑤指名停止等に関する申出書
⑥誓約書（その 2）及び役員等名簿

4. 契約者の決定

公募申請書等必要書類を提出した者のうち、上記 2 に掲げた要件を満たす応募者が 1 者の場合は、その者と見積合せを実施し、予定価格の範囲内で契約を行うこととする。なお、要件を満たす応募者が複数の場合は、応募者全員を対象に見積合せを実施し、予定価格の範囲内で最低価格の者を 1 者決定の上、契約を行うこととする。

5. 申請書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした申請、公募申請書又は提出資料に虚偽の記載をした者のした申請及び、申請に関する条件に違反した申請は無効とする。

6. その他

- (1) 公募申請書において使用する言語は日本語とする。
- (2) 契約内容等の詳細については、上記申込先まで照会すること。
- (3) 本契約は、平成 30 年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。

以上

平成 30 年 2 月 13 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 中尾 直樹